

令和 8 年度 道内農業行政視察の結果について【概要】

1. 日 時 令和 8 年 6 月 15 日(月)から令和 8 年 6 月 17 日(水)まで 2 泊 3 日
2. 参加者 山田会長(団長)、山本会長職務代理、川尻委員、松尾委員、首藤委員、安達委員、福田委員、鬼塚委員、鈴木委員、藤田委員、遠藤委員、鎌田委員、中川委員、相馬委員、川崎委員、矢萩委員、東出主事(事務局次長)、石垣主事(事務局員) 計 18 名
3. 視察先及び結果【概要】

◇視察(1) 「北日本スカイテック株式会社」(北広島市西の里 308-1)

・・・平山取締役から事業内容の説明後、ドローンのデモフライトを視察。

【説明概要】

○会社概要等

- ・同社は農業用資材、農薬の卸売業、㈱サングリン太陽園のグループ会社として 1989 年に設立。
- ・道内に 4 拠点(北広島市、函館市、滝川市、旭川市)を展開し、無人ヘリやドローンの販売、請負散布、ドローンスクールの運営を行っている。
- ・国内外のメーカー(ヤマハ発動機、NTT e-Drone Technology、DJI、XAG 等)を取扱い、近年は DJI 製の中型機(T25 等)が主流。

○スマート農業協同体(Smart Agri Consortium)の運営

- ・企業と生産者を繋ぎ、スマート農業技術の現場実装を目指す組織(通称:SAC)の事務局。農薬・資材メーカーだけでなく自動車会社やコンタクトレンズメーカーなど異業種企業も多数参画し、大規模な展示会を通じて積極的な情報発信を行っている。

○TECHNOLOGY FARM 西の里

- ・北広島市にあるスマート農業の「見学・体験・実証」拠点(2018 年開設)。国内外から幅広い視察を受け入れるほか、敷地内に機体の格納庫、各種試験を行う圃場、フライト調整や講習用の芝生エリアを備えている。

○ドローンの多様な活用事例

- ・農業分野：雑草へのスポット散布や播種、水稻直播、かぼちゃ等の作物への風圧被害を抑えた防除。また、ハウスや畜舎への遮光剤散布による高温対策。
- ・他産業：山の斜面などでの融雪剤散布、林業における苗木運搬、空撮写真を用いた橋梁などのインフラ点検。



【屋外(芝生エリア)にてドローンのデモフライトを視察】

- ・機体は DJI 製の T25。初めに散布エリアを空撮しマッピング後、デモ散布。



◇視察(2) 「有限株式会社ほなみ」(南幌町南 18 線西 21 番地)

- ・・・千成代表取締役より事業内容の説明後、質疑応答

【説明概要等】

○会社概要と事業の変遷

- ・約 245ha の耕作面積を有し、そのうち約 175ha を水稻が占める「米」を基幹とした経営。そのほか小麦、大豆等を生産。
- ・平成 9 年設立のライスセンター利用組合を母体として平成 14 年に設立。設立当初は 30 名以上の人員を抱え、水稻のほかにキャベツやブロッコリーなどの施設・露地野菜も幅広く手掛けてたが、定年等による人員減少や、近年の猛暑による野菜の病害被害などを機に事業を見直し、現在は米・麦・大豆の土地利用型農業に特化。

○労働環境の改善と多様な人材の確保

- ・「人が安心して働き続けられる会社」を目指し、農閑期の休日増(年間休日 100 日以上目標)や就業規則の整備を進めるなど、一般企業と同等の環境づくりを強化している。結果として、農家出身ではない若手や大卒者、女性など、多様な人材の採用と定着に繋がっている。

○スマート農業の導入と属人化解消

- ・特定の「できる人」や長年の「勘と経験」に依存する属人的な作業からの脱却を進めている。例えば、育苗ハウスの温度・CO2 センサーによるデータ管理(見える化)や、トラクターへの GPS・直進アシスト導入により、入社 1 年目の社員でも一定の作業品質を保てる環境を整えている。

○組織改革と持続可能な経営

- ・長年、役員に負担が集中しがちだった組織体制を見直し、新たに「部長職」を設けて権限と責任を分散。また、社員ごとの能力や働きに応じた評価・賞与制度を導入し、モチベーションの向上を図っている。
- ・単なる規模拡大にとらわれない利益重視の経営を志向。「日本一の米農家を目指して」、人と農地を守り続ける持続可能な農業を追及している。

○その他(質疑応答の回答など)

- ・役員は 4 名、社員は 18 名。部長職は 2 名。うち 1 名は役員が兼務。
- ・社員の募集は、アグリナビで行っている。道央圏であるからか求人には特段支障はない。



◇視察(3) 「北海道農政事務所」(札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎)
 ・ ・ ・ 新たな水田政策及び食料システム法に関して説明を受けた後、質疑応答

【説明概要】

「新たな水田政策の基本的な考え方と仕組み」(令和9年度から開始予定)

説明者：北海道農政事務所 生産経営産業部 角 農産政策調整官

○農業の構造変化や食料安全保障の強化を目指し、令和9年度より水田・畑に関わらず「土地生産性の向上(単収向上)」と「多様な需要に応じた生産」を推進する新たな水田政策を開始予定。

○主食用以外のコメ(加工用・米粉用等)や麦・大豆・飼料作物について、これまでの定額支援等から「単収に応じた面積払い」の生産性向上支援へと転換。また、主食用米のうち業務用米についても、外国産との価格競争力強化のため、新たな単収向上等の支援を検討。

○米粉用米や飼料用米は、製造コストや飼料価格の課題に対応するため、実需者や畜産農家との複数年契約等の連携を要件に追加支援を行う。

○みどりの食料システム法の計画認定を受けた農業者を対象に、有機農業への転換や、化学肥料・農薬の低減といった環境負荷低減の取組みに伴う「掛かり増しコスト」や「導入リスク(減収等)」を支援する。

「食料システム法の目的と効果」

説明者：北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 藤村氏

○人口減少や資材コストの上昇などに対応し、将来にわたり食料の安定供給を確保するため、合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立を目指す「食料システム法」が施行。

○食品等の事業者間(農林漁業者を含む)の取引において、以下の努力義務を規定。

①誠実な協議

コスト上昇などを理由とした取引条件(価格等)の協議申出があった場合、速やかに(概ね1ヶ月以内)協議に応じ、一方的な決定を行わないこと。

②商習慣の見直し等への協力・検討

1/3ルールの見直しや納品頻度の削減など、持続的な供給に資する提案があった場合に協力・検討すること。

○実効性の確保のため、情報受付窓口の設置や「フードGメン」による実態調査を実施し、違反があれば指導・助言、さらに従わない場合は勧告や企業名公表、公正取引委員会への通知が行われる。

- 費用を認識しにくい品目（米、野菜、飲用牛乳、豆腐、納豆）について、生産から小売までの各段階のコスト指標が公表される（米は令和8年4月に公表済）。
- コスト指標は価格を強制するものではなく、協議の際の客観的な根拠や、消費者への説明に活用される。

